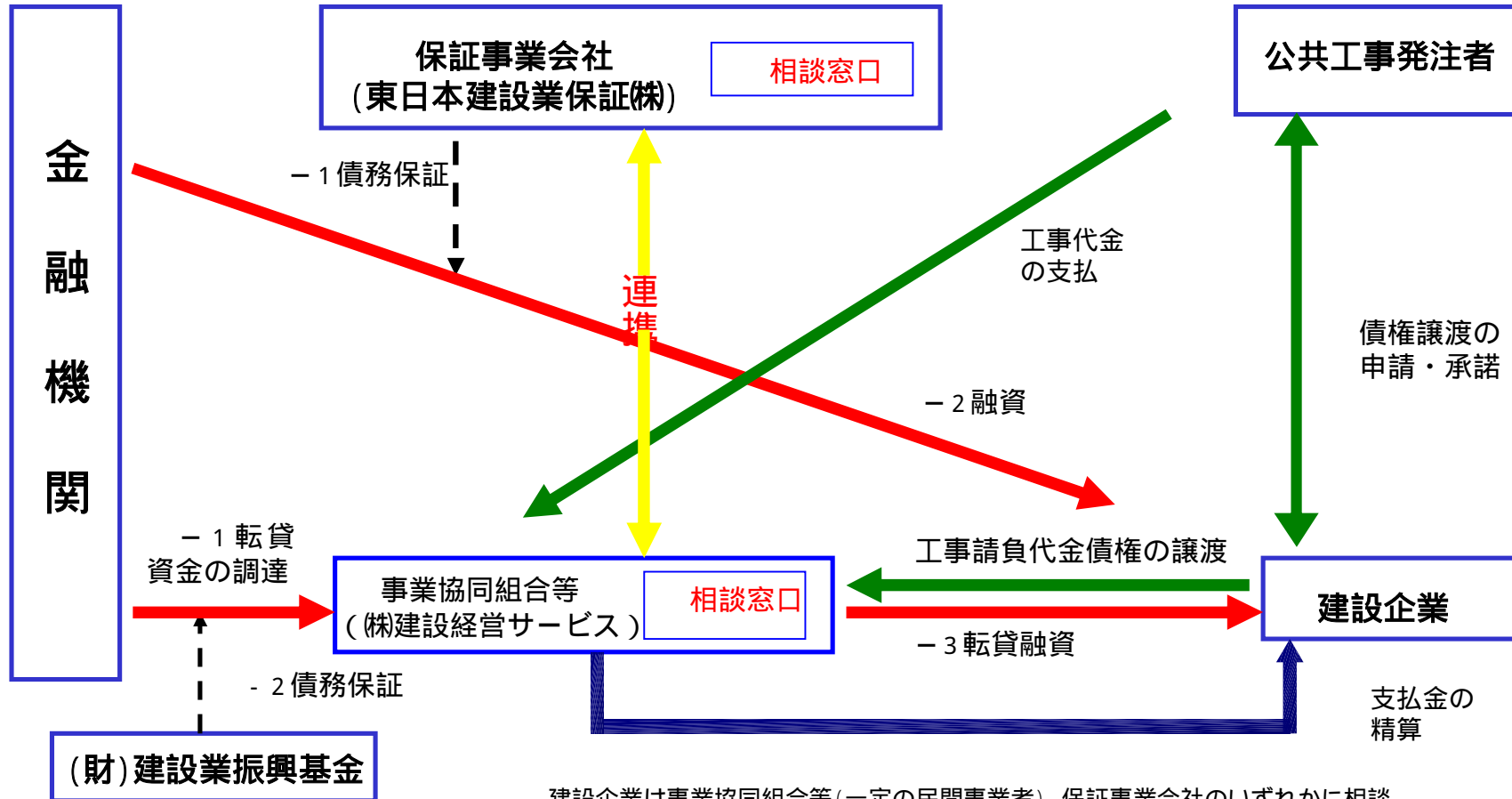


地域建設業経営強化融資制度



建設企業は事業協同組合等(一定の民間事業者)、保証事業会社のいずれかに相談
 建設企業は発注者の承諾()を得て事業協同組合等(一定の民間事業者)に対する債権譲渡
 建設業振興基金の債務保証(-2)と保証事業会社の債務保証(-1)を合わせることで、
 出来高を超える部分を含め融資
 現時点で債権譲渡先は(株)建設経営サービスのみだが、事業協同組合又は一定の要件を満たす
 者として(財)建設業振興基金が認めた民間事業者が追加されることもある。